

NPO 法人かわさき市民アカデミー
受講生による学習成果を活かした地域貢献活動立ち上げ支援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、NPO 法人かわさき市民アカデミー（以下「NPO」という。）を拠点とした地域貢献を充実させるため、かわさき市民アカデミーの受講生による学習成果を活かした地域貢献活動の立ち上げを支援する事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業の役割)

第2条 当事業は、次の各号に掲げる事項を審議・遂行する。

- (1) 受講生による地域貢献活動の支援（条件、期間、助成金、情報提供）
- (2) その他活動支援に付随すること

(組織)

第3条 当事業は、以下の構成員をもって支援チームを組織する。

- (1) 市民活動の経験があり、支援事業の促進に理解がある受講生
- (2) 市民活動の経験があり、支援事業の促進に理解がある市民
- (3) NPO 理事
- (4) チームリーダーは NPO 理事のなかから、構成員の議を経て選出する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 構成員が欠けた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 支援チームは、チームリーダーが必要に応じて召集する。

- 2 チームリーダーが必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(定足数)

第6条 支援チームは、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 支援チームの庶務は、NPO 事務局において処理する。

(支援の内容)

第8条 以下を支援の内容とする。

- (1) 活動指導に向けての助成 50,000 円以内/年
 - (2) 印刷機の使用（実費精算）
 - (3) 川崎市生涯学習プラザおよび近隣施設の貸し会議室情報の提供
 - (4) 組織運営についての相談への対応・助言
 - (5) かわさき市民アカデミー修了生・受講生による活動の情報提供
- 2 支援の期間は3年とする。ただし、審査は単年度ごとに行う。
 - 3 支援の対象となるグループは以下の資格条件とする。

- (1) かわさき市民アカデミーにおける学習成果を地域貢献に活かすことを活動の主目的とする。
- (2) 活動立ち上げの提案者が受講生であること。
- (3) 発足後、3年未満であること。

4 年間支援グループの数は3以内とする。

5 活動支援終了後の活動のフィールドについて以下の情報提供を行う。

- (1) かわさき市民アカデミーフェスタへの企画出展
- (2) 各区市民館等の市民自主企画事業への応募
- (3) 市民講師への応募
- (4) 寺子屋事業への参加の可能性
- (5) 各種助成金獲得のための情報提供（かわさき市民活動センター、自治体、企業、団体の助成金）

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に必要な事項は、支援チームが定める。

附則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。